

岩手県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第62号

岩手県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県港湾施設管理条例施行規則（昭和40年岩手県規則第85号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用の許可申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の使用の許可申請のうち<u>岸壁係船浮標</u>の使用に係るものについては、係留施設使用許可申請書を提出することによるほか、当該申請書の記載事項に係る情報を知事が指定する電子計算機に備えられたファイル（以下「ファイル」という。）に記録することによることができる。</p>	<p>(使用の許可申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の使用の許可申請のうち<u>岸壁、係船浮標、上屋、野積場、泊地、貯木場又は船舶のための給水施設</u>の使用に係るものについては、係留施設使用許可申請書、<u>上屋使用許可申請書、野積場（泊地、貯木場）使用許可申請書又は船舶のための給水施設使用許可申請書</u>を提出することによるほか、当該申請書の記載事項に係る情報を知事が指定する電子計算機に備えられたファイル（以下「ファイル」という。）に記録することによることができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成21年10月30日から施行する。